

KIT事業に参加のみなさまへ

Kyodo Information of Transport

WebKIT荷物保険の概要

(運送保険 貨物賠償責任担保特別約款付)

日本貨物運送協同組合連合会

取扱代理店：日本貨物運送協同組合連合会
引受保険会社：三井住友海上火災保険株式会社

～WebKIT荷物保険の特徴～

- KIT事業用に設計した保険です。
- WebKITを介して輸送が成立した荷物が包括して補償されていますので安心です。
(一部保険の対象とならない、もしくは補償内容が制限される荷物があります。)
- 加入保険料の負担が公平です。(受託運賃額(※)の0.200%)
(※) 受託運賃額は、WebKIT参加組合を介して運送契約が成立した全荷物(後記【3】の荷物を含む)についてご通知いただきます。

【1】WebKIT荷物保険とは

この保険は、KIT事業に参加する『参加組合』または『利用事業者』が日本貨物運送協同組合連合会(以下「日貨協連」といいます)の運営するWebKITを介して運送を受託した荷物に関して、保険の対象となる事故が発生した場合に、荷主様に対して契約上・法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

日貨協連が保険契約者となり、KIT事業に参加する『参加組合』ならびに『利用事業者』を被保険者とする運送保険契約です。

==ご注意==

この保険では保険会社による荷主様(荷物の所有者、元請運送会社)との間の示談交渉の代行は行えませんので、委託者もしくは受託者ご自身で示談交渉いただく必要があります。

【2】保険の対象となる荷物

KIT事業に参加する『参加組合』または『利用事業者』が受託しWebKIT参加組合を介して運送契約が成立した全荷物および『参加組合』における独自の共同受注、共同配車にかかわる受託荷物が対象となります。ただし、受託事業者が下請に出す荷物については、一次下請業者が輸送する場合のみ対象とし、二次以降の下請業者が輸送する場合や、他のネットワークサービスを介して再委託し成立した輸送契約の受託者を下請業者とする場合はこの保険の対象としません。

==ご注意==

この保険の適用に際しましては、当該運送が本保険制度の対象である参加組合を通じた委託/受託契約に該当していることが、委託者・委託組合・受託組合・受託事業者のいずれかの書面または客観的データにより明らかであることが必要です。

【3】保険の対象とならない荷物、補償内容が制限される荷物

【1.保険の対象とならない荷物】

 貨紙幣・ 有価証券類	 金・銀・白金の地 金、宝石・貴金 属、美術品・骨董 品など標準貨物 自動車運送約款 で貴重品・高価 品とされる荷物	 記念品・書類・写 真・設計図等価 格の決定が困難 な荷物	 生動物 ・植物	 保管中の荷物 (ただし車上で 仮置中の荷物は 対象)
--	--	--	---	--

【2.保険の補償内容が制限される荷物】

 ばら積み荷物(*1)	特定危険担保(*2)、盗難・不着担保
 生鮮食料品・冷凍冷蔵荷物等	特定危険担保(*2)、盗難・不着担保、冷蔵貨物特別約款(*3)

(*1)ばら積み荷物とは、液状・粉状・粒状・気状・泥状・結晶状・塊状・棒状等の形状で個数によらず重量または容積により取引が行われる荷物で、梱包せずに輸送用具にそのまま積載される荷物をいいます。

(例:重量・容積単位で取引される生コンクリート・ガソリン・木材チップなど。鉄鋼・木材製品は除きます。)

(*2)特定危険担保とは、火災、爆発、もしくは輸送用具の衝突、転覆、墜落、不時着、沈没、座礁、座州によって生じた損害に対して保険金をお支払いする条件です。

(*3)冷蔵貨物特別約款とは、冷凍・冷蔵のために使用されている機械・装置の破損・故障により生じた温度変化による損害に対して、保険金をお支払いする特別約款です。

【4】保険期間（保険会社の責任の始終）

引受保険会社の責任は、被保険者が発送地において荷物を引き取った時に始まり、通常の輸送過程を経て到着地において荷物を引き渡した時に終わります。また、運送人が管理する構内における車上での仮置中（トラックの荷室内で鍵が掛かっているなど事故防止の措置がとられていることが前提です。）も補償します。

【5】支払限度額・免責金額

支払限度額	1 事故につき、2, 0 0 0 万円
免責金額 (自己負担額)	1 事故につき、2 0 万円

★支払限度額は、輸送の前日までにご通知いただくことで5,000万円まで増額することが可能です。（1輸送あたり下記の追加保険料が必要です。）

増額後の支払限度額	追加保険料
1 事故につき、3,000万円	500円
1 事故につき、4,000万円	1,000円
1 事故につき、5,000万円	1,500円

※引越荷物、個人の家財について支払限度額の増額はできません。

【6】保険金をお支払いする主な損害

前述の「【3-2】保険の補償内容が制限される荷物」を除き、オール・リスク条件で補償します。

「オール・リスク条件」で保険金をお支払いする主な損害：

- ①盗難、不着、破損、汚損、水濡れによる損害など
- ②火災、爆発、輸送用具の衝突・転覆・脱線・墜落による損害、共同海損犠牲性損害など

保険金は仕切状面価額(仕切状が無い場合には荷物の引渡日の到達地価格。中古品については時価額)を限度にお支払いします。（機械などで修理が可能な場合は修理実費をお支払いします。）

【7】保険金をお支払いできない主な損害

- ①保険契約者、被保険者、下請業者またはこれらの者の法定代理人、使用人等の故意による損害
- ②輸送用具、輸送方法または輸送に従事する者が出発の当時、貨物を安全に輸送するのに適していなかったことによる損害
- ③戦争、ストライキ、暴動、原子核反応、検疫、官の処分による損害
- ④陸上（湖川を含みます。）にある貨物について、地震、噴火もしくはこれらによる津波またはこれらに関連のある火災その他類似の事故によって生じた 損害
- ⑤陸上（湖川を含みます。）にある貨物について、地震、噴火もしくはこれらによる津波により異常な状態が存続する間に生じた損害
- ⑥「輸送中」以外の状態にある間のテロ行為等による損害（「輸送中」については普通保険約款およびテロ行為等不担保特別約款以外の特約の規定に従い、保険金のお支払いの可否を判断します。）
- ⑦化学兵器、生物兵器、生化学兵器または電磁兵器による損害
- ⑧貨物の自然の消耗または性質・欠陥による損害（自然発火、むれ、腐敗、かび、変質、変色、さび、蒸発など）
- ⑨運送の遅延による損害、違約金・逸失利益等の間接損害
- ⑩荷造りの不完全による損害
- ⑪警察にて届出が受理されていない盗難または紛失による損害
- ⑫下請運送人の経済的破綻によって生じた損害
- ⑬法令に定めた運転資格を持たない者、または飲酒運転者等の運転中に生じた損害
- ⑭直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃によって生じた損害

【8】事故が発生した場合のご注意点

輸送中（保険期間内）の事故により保険の対象となる荷物に損害が発生した場合は、速やかに所属する受託組合に連絡してください。連絡を受けた受託組合は、引受保険会社にご連絡願います。ご連絡が遅れますと、保険金のお支払いが遅れたり、お支払いできない場合があります。

※この保険の保険金請求権は、受託側（受託事業者・受託組合）にあります。

※受託事業者は受託組合を通じてKIT事業部ならびに引受保険会社に事故連絡をしてください。

取扱代理店および引受保険会社

【取扱代理店】 日本貨物運送協同組合連合会

所在地：〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目2番5号（全日本トラック総合会館9階）

TEL:03-3355-2035 FAX:03-3355-2037

【引受保険会社】 三井住友海上火災保険株式会社 企業営業第四部第一課

WebKIT制度および規約等のご質問は下記までお問合せください。

日本貨物運送協同組合連合会 KIT・情報化事業部

TEL:03-3357-6068 FAX:03-3355-2032

＜保険会社が経営破綻した場合のお取扱いについて＞

- ・ 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- ・ 引受保険会社が経営破綻に陥った場合のご契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。
- ・ 補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3ヶ月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

詳細は、三井住友海上ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）または引受保険会社のホームページをご覧ください。

このご案内はWebKIT荷物専用の運送保険の概要をご説明したものです。詳細は普通保険約款および特約をご覧ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または上記窓口までお問い合わせください。